年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認近畿地方第三者委員会分

1	今回の	あっ	ナム	楽	の概要	歹

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 27 件

厚生年金関係 27 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの

12 件

厚生年金関係 12 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成19年7月24日は28万6,000円、同年12月20日は32万円、22年7月29日は25万円、同年12月27日は31万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を 納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和33年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年7月24日

② 平成19年12月20日

③ 平成22年7月29日

④ 平成 22 年 12 月 27 日

年金事務所から同僚の賞与支払に関する記録を訂正することとなった旨のお知らせ文書が届いたことにより、A社に勤務した期間のうち、申立期間の賞与に係る記録が無いことが分かった。申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与支払明細書及びA社から提出された所得税源泉徴収簿から判断すると、申立人は、申立期間①、②、③及び④において賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、前述の賞与支払明細書の厚生年金保険料控除額から、平成19年7月24日は28万6,000円、同年12月20日は32万円、22年7月29日は25万円、同年12月27日は31万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(平成22年1月以降にあっては、年金事務所)に提出していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格喪失日に係る記録を昭和47年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和10年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月15日から同年2月1日まで

年金事務所から送付された「第三者委員会によるあっせん事案における同僚へのお知らせ文書」により、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の被保険者記録が無いことが分かった。

申立期間も退職することなく、継続してA社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社から提出された辞令名簿及び元従業員の陳述から 判断すると、申立人は、申立期間も同社に継続して勤務し(A社B事業所から 同社本社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控 除されていたことが認められる。

なお、異動日については、前述の辞令名簿及びA社が、「申立期間に係る厚生年金保険料は、A社B事業所により給与から控除されていたと思われる。」 旨回答していること、及び申立人と同時期に同社本社又は同社C工場のD事業 部に異動したとする者の被保険者の資格取得日が昭和47年2月1日と記録されていることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における昭和46年12月の社会保険事務所(当時)の記録から、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、社会保険事務所に対して、申立人の資格喪失日について届出の誤りがあったとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和47年1月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)C支店における資格取得日に係る記録を昭和36年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月1日から同年6月7日まで

厚生年金保険の加入記録を年金事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の記録が無いことが分かった。申立期間も、同社に継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の回答及び申立期間当時の複数の元同僚の陳述から判断すると、申立 人は、申立期間もA社に継続して勤務し(A社本社から同社C支店に異動)、 申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたこと が認められる。

なお、異動日については、申立人と共にA社C支店に転勤したとする元同僚が、昭和36年4月1日に異動した旨陳述していることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和36年6月の社会保険事務所(当時)の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか 否かについては、B社は当時の資料を保管していないことから不明である旨 回答しており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当た らないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業 主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対 して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見 当たらないことから、行ったとは認められない。

近畿(京都)厚生年金 事案 14471

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和34年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和6年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年5月25日から同年6月1日まで

年金事務所から送付された「第三者委員会によるあっせん事案における同僚へのお知らせ文書」により、A社に勤務した期間のうち、申立期間の被保険者記録が無いことが分かった。申立期間も継続して同社に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の陳述から判断すると、申立人は、申立期間において、A社及び関連会社のB社に継続して勤務し(A社からB社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、元同僚の一人が「B社の開設に合わせて、申立人等と一緒に異動した。」旨陳述しているところ、申立人がB社の開設に当たっての現地採用者であるとして名前を挙げた者のオンライン記録を見ると、同社の直前の事業所における資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日である昭和34年6月1日と同日となっていることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 34 年4月の社会保険事務所(当時)の記録から、1万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和34年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和13年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年5月25日から同年6月1日まで

年金事務所から送付された「第三者委員会によるあっせん事案における同僚へのお知らせ文書」により、A社に勤務した期間のうち、申立期間の被保険者記録が無いことが分かった。申立期間も継続して同社に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の陳述から判断すると、申立人は、申立期間においてA社及び関連会社のB社に継続して勤務し(A社からB社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは 昭和34年6月1日であるところ、申立人と一緒に異動したとする元同僚が、 「B社に異動した日は、同社が開設した昭和34年6月1日で間違いない。」 旨陳述していることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 34 年4月の社会保険事務所(当時)の記録から、1万円とすることが妥当である。 なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額の記録を、平成16年12月10日は10万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を 納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和53年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月

年金記録に係る事実確認の通知が年金事務所から届き、申立期間の賞与 に係る記録が無いことが分かった。申立期間に支給された賞与から厚生年 金保険料が控除されていたので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A銀行から提出された申立人名義の預金口座取引記録及び複数の元同僚から提出されたB社発行の賞与支給明細書を検証した結果並びに当該元同僚の陳述から判断すると、申立人は、平成16年12月10日に賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額(10万6,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業所は資料が現存せず不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業 主が、申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対し て行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当た らないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、平成 19 年 7 月 19 日は 13 万円、同年 12 月 20 日は 14 万 7,000 円に訂正することが必要である。 なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和46年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年7月

② 平成19年12月

厚生年金保険の加入記録を年金事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の賞与の記録が無いことが分かった。申立期間において賞与は支給され、厚生年金保険料も控除されていたと思うので、標準賞与額の記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

金融機関から提出された申立人に係る取引明細表並びに元同僚から提出された預金通帳の写し及び賞与支払明細書から判断すると、申立人は、申立期間①及び②において賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、当該賞与の支給日については、前述の取引明細表及び預金通帳の写しに記されている振込日から、申立期間①は平成 19 年 7 月 19 日、申立期間②は同年 12 月 20 日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準賞与額については、前述の取引明細表の振込額及び前述の賞与支払明細書の厚生年金保険料の控除の状況から判断すると、平成19年7月19日は13万円、同年12月20日は14万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「当時の資料が無く不明である。」と回答しているが、オンライン記録によると、当初、申立期間①及び②においてA社に係る被保険

者全員について賞与の記録が無かったことが確認できることから、事業主は 当該標準賞与額について届出を行っておらず、その結果、社会保険事務所(当 時)は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料につい て納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行 していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録については、当該期間のうち、 平成15年9月から17年8月までは24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づ く厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和19年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年1月1日から18年4月30日まで

A社には、手取りの給料を月30万円以上とする契約により入社し、実際に30万円以上の給与を支給されていたが、ねんきん定期便を見ると、同社に勤務した期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額が実際より低く記録されていた。

そこで、A社に問い合わせたところ、当時の資料が無いので分からないとのことだったが、同様に低い給与額による届出が行われていたという在職中の同僚については、後から年金事務所に 50 万円程度を納付することで記録が訂正されたという話を聞いた。

ついては、申立期間に係る給与明細書を提出するので、年金記録を実際の給与額に見合った記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成15年9月から17年8月までの期間に

係る標準報酬月額については、申立人から提出された当該期間に係る給与明細書において確認できる給与支給額及び厚生年金保険料控除額から、24 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、前述の給与明細書から確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所(当時)において記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該給与明細書から確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、平成15年9月から17年8月までの期間において、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、i) 平成13年1月については、当月に係る給与明細書は無いものの、同年2月から同年12月までの期間に係る給与明細書及び平成14年度市民税県民税特別徴収税額通知書から推認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額がオンライン記録の標準報酬月額と一致すること、また、ii) 同年2月から15年8月までの期間及び17年9月から18年3月までの期間については、当該期間に係る給与明細書に記されている厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、いずれも特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和55年8月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和10年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年7月31日から同年8月1日まで 年金事務所からの照会文書により、A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。

A社(B県C市)に入社後、辞令書どおり昭和55年2月に同社D工場(B県E市)に異動となったが、異動の前後を通じて仕事内容に変化はなく、 退職するまで正社員として継続して勤務していたので、申立期間を厚生年 金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人から提出された辞令書、複数の同僚及び申立期間当時の給与計算担当者の陳述並びに同僚から提出された給与明細書から判断すると、申立人は、申立期間もA社に継続して勤務し(昭和55年8月1日にA社から同社D工場に異動)、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 55 年6月の社会保険事務所(当時)の記録から、22 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成11年当時の事業主は、不明である旨回答しているものの、事業主が資格喪失日を昭和55年8月1日と届け

出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年7月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

近畿(和歌山)厚生年金 事案 14477

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和55年8月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年7月31日から同年8月1日まで 年金事務所からの照会文書により、A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。

A社(B県C市)に入社後、同社D工場(B県E市)に異動となったが、 異動の前後を通じて仕事内容に変化はなく、退職するまで正社員として継 続して勤務しており、給与から保険料が控除されていたので、申立期間を 厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、複数の同僚及び申立期間当時の給与計算担当者の陳述並びに同僚から提出された給与明細書から判断すると、申立人は、申立期間もA社に継続して勤務し(昭和55年8月1日にA社から同社D工場に異動)、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 55 年6月の社会保険事務所(当時)の記録から、20 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成11年当時の事業主は、不明である旨回答しているものの、事業主が資格喪失日を昭和55年8月1日と届

け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年7月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

近畿(奈良)厚生年金 事案 14478

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和55年8月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和32年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年7月31日から同年8月1日まで 年金事務所からの照会文書により、A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。

A社(B県C市)に入社後、同社D工場(B県E市)に異動となったが、 異動の前後を通じて仕事内容に変化はなく、退職するまで正社員として継続して勤務しており、給与から保険料が控除されていたので、申立期間を 厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、複数の同僚及び申立期間当時の給与計算担当者の陳述並びに同僚から提出された給与明細書から判断すると、申立人は、申立期間もA社に継続して勤務し(昭和55年8月1日にA社から同社D工場に異動)、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 55 年 6 月の社会保険事務所(当時)の記録から、9 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、A社が 厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成11年当時の事業主は、不明で ある旨回答しているものの、事業主が資格喪失日を昭和55年8月1日と届け 出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年7月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和55年8月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和9年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年7月31日から同年8月1日まで 年金事務所からの照会文書により、A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。

A社(B県C市)に入社後、同社D工場(B県E市)に異動となったが、 異動の前後を通じて仕事内容に変化はなく、退職するまで正社員として継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、複数の同僚及び申立期間当時の給与計算担当者の陳述並びに同僚から提出された給与明細書から判断すると、申立人は、申立期間もA社に継続して勤務し(昭和55年8月1日にA社から同社D工場に異動)、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 55 年6月の社会保険事務所(当時)の記録から、28 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成11年当時の事業主は、不明である旨回答しているものの、事業主が資格喪失日を昭和55年8月1日と届け

出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年7月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

近畿(奈良)厚生年金 事案 14480

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(B県)における資格喪失日に係る記録を昭和56年5月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月30日から同年5月1日まで 年金事務所の記録を見ると、A社に勤務した期間のうち、申立期間の1か 月について、厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間当時、私は、B県とC県にそれぞれあったA社及びD社の代表取締役であり、申立期間に係る記録の欠落は、私の厚生年金保険の加入先をB県のA社からC県のD社に変更する際に生じたものと思われる。

申立期間には、B県のA社に勤務し、昭和56年4月の厚生年金保険料を 給与から控除されていたので、当該期間に厚生年金保険被保険者であったこ とを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

商業登記簿の記録及び複数の元同僚の回答から判断すると、申立人は、A社(B県)及びD社(C県)に継続して勤務し(昭和56年5月1日にA社(B県)からD社(C県)に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、商業登記簿の記録から、申立人は、申立期間当時、A社(B県)及びD社(C県)の代表取締役であることが確認できるところ、D社(C県)の役員であった者が、「申立期間当時、A社(B県)とD社(C県)の実権は、申立人の父が代表取締役として握っていた。申立人は、E職担当として業務に従事しており、給与計算及び社会保険事務には関与していなかった。」旨陳述し

ていることから、申立人については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第1項ただし書に規定される「当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」には該当しない者であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社(B県)における昭和56年3月の社会保険事務所(当時)の記録から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社(B県)は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和56年5月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年4月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

近畿(滋賀)厚生年金 事案 14481

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録については、当該期間のうち、 平成20年6月は24万円、同年7月は28万円、同年8月から同年10月までは 30万円、同年11月から21年1月までは28万円、同年2月及び同年3月は26 万円、同年4月は28万円、同年5月は22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和32年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年5月6日から21年6月1日まで

ねんきん定期便に記載されている申立期間の各月に係る厚生年金保険料額と実際に給与から控除されていた厚生年金保険料額が大きく違うので、年金事務所に照会を行ったが、ねんきん定期便のとおりの記録である旨の回答であったため、申立てを行うこととした。

申立期間には、A社においてB業務に従事していたが、同社における社会 保険料控除額の計算がおかしいことについては、当時から従業員同士でうわ さされていた記憶がある。

申立期間に係る給与明細書を提出するので、当該期間に係る標準報酬月額 を実際の保険料控除額に見合う記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立期間のうち、平成20年6月から21年5月までの期間に係

る標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書において確認できる保険料控除額及び報酬月額から、20年6月は24万円、同年7月は28万円、同年8月から同年10月までは30万円、同年11月から21年1月までは28万円、同年2月及び同年3月は26万円、同年4月は28万円、同年5月は22万円とすることが妥当である。

なお、申立人の平成20年6月から21年5月までの期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、「社会保険事務所(当時)から請求された納入告知額に従って納付した。」旨陳述している上、年金事務所提出の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届において、オンライン記録どおりの標準報酬月額に見合う報酬月額が届出されていることが確認できることから、社会保険事務所は、前述の給与明細書から確認できる保険料控除額及び報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。一方、申立期間のうち、平成20年5月については、給与支給明細書により厚生年金保険料が控除されていないことが確認できることから、申立人が当該

期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主に

より給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和31年3月10日に、資格喪失日に係る記録を32年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和4年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年3月10日から32年5月1日まで 私は、A社において、昭和32年5月1日に実妹が後任として勤務するま で勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。調査 の上、記録の訂正をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社における申立期間当時の勤務状況について詳細に記憶しており、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)により、申立人が記憶する同じ事業所で勤務していた事務員二人は、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和31年3月10日に被保険者資格を取得し、申立期間も被保険者であったことが確認できる上、当該被保険者名簿により、同日に被保険者資格を取得している複数の同僚に照会し、回答のあった同僚は、「私は、申立人と同じ事業所で勤務していたが、申立人は、私が入社する前の昭和29年2月から約3年間、正社員として勤務していた。」と陳述している。

また、申立人は、自身の後任者はその実妹であったと主張しているところ、昭和32年5月1日にA社において被保険者資格を取得していることが確認できる当該実妹は、「入社日は、被保険者の資格取得日と同日であった。」旨陳述している上、前述の同僚は、「申立人の実妹が申立人に代わり勤務したことを記憶している。」と陳述していることから、申立人は、申立期間に同社に勤

務していたことが認められる。

さらに、A社の複数の元従業員は、「A社には正社員しかおらず、厚生年金保険の適用事業所となった昭和31年3月10日から、全員が厚生年金保険に加入していた。」旨陳述をしている上、昭和31年3月10日に被保険者資格を取得した被保険者数と複数の元従業員が陳述する申立期間当時の従業員数がおおむね一致することから、同社は、申立期間において、ほぼ全ての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いであったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る被保険者名簿により、昭和31年3月10日に被保険者資格を取得した申立人と同性及び同年齢の元従業員の標準報酬月額の記録から、8,000円とすることが妥当である。

また、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A 社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の 事業主は死亡していることから照会することはできないが、同社に係る被保 険者名簿の健康保険整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る 社会保険事務所(当時)の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業 主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、 被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会 においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは、通常の事務処理で は考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ申立人に係る資格の取得 及び喪失の届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に 係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期 間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

近畿(奈良)厚生年金 事案 14483

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成19年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和56年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 31 日から 19 年 1 月 1 日まで 私は、A社には、平成 18 年 12 月 31 日まで勤務していたが、同社に係る 厚生年金保険被保険者の資格喪失日が異なっているので、訂正をお願いし たい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持するA社が発行した申立人に係る退職証明及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は、申立期間に同社に勤務していたことが認められる。

また、申立人が所持する申立期間に係る給与明細書により、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。 なお、申立期間の標準報酬月額については、上記給与明細書で確認できる 給与総支給額及び厚生年金保険料控除額から、22 万円とすることが妥当である。

また、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主に照会を行ったものの回答は得られなかったが、事業主が資格喪失日を平成19年1月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを18年12月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

近畿(滋賀)厚生年金 事案 14484

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成5年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年3月31日から同年4月1日まで

昭和55年3月にA社に入社し、同社及び同社の関連会社であるB社に平成13年3月まで継続して勤務していたのに、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間は、A社からB社に転籍した時期であり、当該期間も勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録並びにA社の申立期間当時の取締役及び同社に勤務していた複数の元従業員の陳述から判断すると、申立人は、同社及び同社の関連会社に継続して勤務し(A社からB社に転籍)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、前述の取締役は、「申立人は、平成5年4月1日付けで、A社からB社に転籍した。」と陳述していること、及び申立人と同様に被保険者ではない期間のある元従業員から提出された辞令書から、平成5年4月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成5年2月のオンライン記録から、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しているが、事業主が資格喪失日を平成5年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを同年3月31日と誤

って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格 喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の 保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を 行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を 還付した場合を含む。)、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付す る義務を履行していないと認められる。

近畿(滋賀)厚生年金 事案 14485

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成5年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年3月31日から同年4月1日まで

昭和29年5月にA社に入社し、同社及び同社の関連会社であるB社に平成5年4月まで継続して勤務していたのに、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間は、A社からB社に転籍した時期であり、当該期間も勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録並びにA社の申立期間当時の取締役及び同社に勤務していた同僚の陳述から判断すると、申立人は、同社及び同社の関連会社に継続して勤務し(A社からB社に転籍)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、前述の取締役は、「申立人は、平成5年4月1日付けで、A社からB社に転籍した。」と陳述している上、B社が申立人に交付した辞令書を見ると、申立人は、平成5年4月1日から同社に勤務を命じられていることが確認できることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成5年2月のオンライン記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しているが、事業主が資格喪失日を平成5年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを同年3月31日と誤

って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格 喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の 保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を 行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を 還付した場合を含む。)、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付す る義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和 40 年 12 月 20 日、資格喪失日は 45 年 4 月 1 日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和 40 年 12 月から 41 年 9 月までは 2 万 4,000 円、同年 10 月から 42 年 9 月までは 3 万 3,000 円、同年 10 月から 43 年 6 月までは 3 万 9,000 円、同年 7 月から 44 年 6 月までは 4 万 8,000 円、同年 7 月から 45 年 3 月までは 5 万 6,000 円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年12月20日から45年4月1日まで 年金事務所の記録では、A社で勤務した申立期間の厚生年金保険の被保 険者記録が無い。

しかし、私は、「B (昭和15年生)」という氏名と生年月日により、申立期間にA社で勤務していたので、B名の厚生年金保険の加入記録を私の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の業務内容に関する具体的な陳述及び同僚の陳述により、申立人は、 申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿 (以下「被保険者名簿」という。)によると、昭和40年12月20日に被保険者 資格を取得し、45年4月1日に資格を喪失している「B」に係る基礎年金番 号に未統合の被保険者記録が確認できる。

また、A社の元同僚の一人は、「申立人本人から、「B」は本名ではないことを聞いたことがある。」とし、別の元同僚は、「申立人がA社を退職した後に会ったことがあるが、氏名が変わっていたので驚いた。」と回答している。

さらに、申立期間にA社において、厚生年金保険の被保険者記録がある元従

業員 18 人に照会したところ、17 人から回答があり、そのうち 13 人がB氏が同社で勤務していたことを記憶しており、うち 11 人が記憶する同人の身体的特徴等は、申立期間当時の申立人のそれと合致している。

これらを総合的に判断すると、上記「B」の未統合の被保険者記録は、申立人の厚生年金保険の被保険者記録であると認められることから、申立人のA社における資格取得日を昭和40年12月20日、資格喪失日を45年4月1日とする必要がある。

なお、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、A社に係る被保険者名簿の「B」の記録から、昭和 40 年 12 月から 41 年 9 月までは 2 万 4,000円、同年 10 月から 42 年 9 月までは 3 万 3,000円、同年 10 月から 43 年 6 月までは 3 万 9,000円、同年 7 月から 44 年 6 月までは 4 万 8,000円、同年 7 月から 45 年 3 月までは 5 万 6,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和17年6月1日に労働者年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を保険出張所(当時)に行ったことが認められ、かつ、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、20年10月9日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、昭和17年6月から18年8月までは50円、同年9月から19年7月までは60円、同年8月から20年8月までは90円、同年9月は80円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和2年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月1日から20年10月9日まで

年金事務所に記録照会をしたところ、厚生年金保険の被保険者記録が判明したが、資格喪失日が不明のため、年金記録に統合できないとの回答をもらった。

私は、申立期間にB社(現在は、A社) C工場において勤務し、D業務に従事していたので、資格喪失日を確定させて年金記録に統合してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の回答及び同社から提出された保険台帳により、申立人は、申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)及び厚生年金保険被保険者台帳(以下「旧台帳」という。)によると、申立人と同姓同名で生年月日が一致し、労働者年金保険被保険者の資格取得日、昭和17年4月21日(実際に給与からの労働者年金保険料の控除が開始されたのは、労働者年金保険法が施行された昭和17年6月1日からとなる。)の記載はあるものの、資格喪失日の記載の無い基礎年金番号に未統合となっている被保険者記録が確認できるところ、同社の「申立人は、申立期間において当社に勤務し、保険料を控除していた。」とする回答等から判断

すると、当該未統合記録は申立人の被保険者記録であると認められる。

一方、A社から提出された保険台帳によると、上記の被保険者名簿及び旧台帳と同姓同名で生年月日が一致し、手帳記号番号及び資格取得日が一致する被保険者が確認でき、当該被保険者の資格喪失日は昭和 20 年 10 月 9 日となっている。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 17 年 4 月 21 日に 労働者年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を保険出張所に対し行ったことが認められ、かつ、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は 20 年 10 月 9 日であったと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、A社における申立人に係る保険台帳の記録から、昭和17年6月から18年8月までは50円、同年9月から19年7月までは60円、同年8月から20年8月までは90円、同年9月は80円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における資格喪失日に係る記録を昭和41年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和13年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年7月31日から同年8月1日まで 年金事務所の記録では、申立期間が厚生年金保険に未加入となっているが、 私は、A社に入社してからC社(現在は、D社)を定年退職するまで継続し て勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、当該期間を被保 険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたE社(現在は、D社)が発行した勤続表彰状及びD社から提出された在籍証明書の記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し(A社B営業所から同社F営業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社B営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、資格喪失日が申立人と同日であることが確認できる同僚の雇用保険の離職日が昭和41年7月31日であることから、同年8月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B営業所における昭和41年6月の社会保険事務所(当時)の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、事業主が資格喪失日を昭和41年8月1

日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年7月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和49年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和18年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月16日から同年12月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間は厚生年金保険の被保険者期間となっていないことが判明した。

昭和47年4月にA社に入社し、申立期間に子会社のB社(現在は、C社)に転籍したが、55年12月に退職するまで同社に継続して勤務していたので、 当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の陳述から判断すると、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し(昭和49年12月1日にA社からB社に転籍)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和49年10月の定時決定の記録から、11万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業 主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たら ないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

近畿(和歌山)厚生年金 事案 14490

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格取得日に係る記録を昭和54年12月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和10年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年12月21日から55年1月10日まで

年金事務所から、申立期間当時の同僚の年金記録が訂正された旨の案内があったので、自身の記録を確認したところ、私も、申立期間について、A社から同社B事業所へ異動した際の厚生年金保険が未加入となっていることが分かった。当該期間も勤務していたので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元代表取締役及び同社B事業所における当時の社会保険事務担当者の陳述並びに雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し(A社から同社B事業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、上記の元代表取締役は、「申立人は、A社のC工場の移転に伴い、同社B事業所への転勤という形をとった。」旨陳述している上、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなったのは昭和54年12月21日であることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における 昭和55年1月の社会保険事務所(当時)の記録から、30万円とすることが妥 当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について

は、元代表取締役は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

近畿(兵庫)厚生年金 事案 14491

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額の記録を 81 万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和35年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月10日

私は、平成6年1月から19年12月までの期間、A社に勤務し、申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたと記憶しているが、申立期間に係る標準賞与額の記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の事業主は、「申立人に、申立期間の賞与を支給し、当該賞与から厚生年金保険料を控除した。」と回答している。

また、同僚が所持する申立期間における賞与に係る給料支給明細書による と、当該期間に賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されて いることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社から申立期間に係る賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、申立人の申立期間前後の 12 月の標準賞与額の記録及び同僚が所持する申立期間における賞与に係る給 料支給明細書において確認できる厚生年金保険料率により算出される保険料控除額から、81万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立てどおりの届出を行い、保険料についても納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

近畿(兵庫)厚生年金 事案 14492

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額の記録を 50 万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和26年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月10日

私は、平成9年7月から19年11月までの期間、A社に勤務し、申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたと記憶しているが、申立期間に係る標準賞与額の記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の事業主は、「申立人に、申立期間の賞与を支給し、当該賞与から厚生年金保険料を控除した。」と回答している。

また、同僚が所持する申立期間における賞与に係る給料支給明細書によると、 当該期間に賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されているこ とが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社から申立期間に係る賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、申立人の申立期間前後の 12 月の標準賞与額の記録及び同僚が所持する申立期間における賞与に係る給 料支給明細書において確認できる厚生年金保険料率により算出される保険料控除額から、50万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立てどおりの届出を行い、保険料についても納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

近畿(兵庫)厚生年金 事案 14493

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額の記録を 26 万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和27年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月10日

私は、平成5年6月から19年12月までの期間、A社に勤務し、申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたと記憶しているが、申立期間に係る標準賞与額の記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する申立期間における賞与に係る給料支給明細書によると、当該期間に賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、申立人が所持する給料支給 明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、26 万 4,000 円とする ことが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立てどおりの届出を行い、保険料についても納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

近畿(兵庫)厚生年金 事案 14494

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額の記録を 25 万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和33年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月10日

私は、平成16年8月から19年12月までの期間、A社に勤務し、申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたと記憶しているが、申立期間に係る標準賞与額の記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の事業主は、「冬の賞与の支給日は 12 月 10 日、算定方法は基本給の 2 か月相当額、算定期間は 5 月 21 日から 11 月 20 日までであり、当該期間の途中で勤務を開始した場合は、勤務期間に応じた賞与を支給しており、申立人に、申立期間の賞与を支給し、当該賞与から厚生年金保険料を控除した。」と回答している。

また、申立人と同時期に被保険者資格を取得している同僚が所持する申立 期間における賞与に係る給料支給明細書によると、当該期間に賞与が支給さ れ、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社から申立期間に係る賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に 基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われ るのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与 額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞 与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、申立人の申立期間後の平成 17 年 12 月の標準賞与額の記録及び同僚が所持する申立期間における賞与に係る給料支給明細書において確認できる厚生年金保険料率により算出される保険料控除額から、25 万 1,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立てどおりの届出を行い、保険料についても納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業 主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行っ たか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらな いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金 保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年11月4日から44年9月30日まで 厚生年金保険の加入記録を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した

厚生年金休険の加入記録を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した 期間の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額よりも低額になってい ることが分かった。

申立期間の標準報酬月額を、実際の給与支給額に見合った額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務した期間の標準報酬月額が、実際の給与支給額より低く記録されていると申し立てている。

しかし、申立期間当時の事業主は既に亡くなっており、A社を継承したとするB社は、平成10年4月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社の商業登記簿謄本を見ると同年3月*日付けで解散しており、元代表取締役であった者(申立期間当時の事業主の弟)は、「申立期間当時の資料は何も残っていない。経理及び社会保険事務は、事業主であった兄が全て管理していたので分からない。」旨陳述していることから、申立人の申立期間に係る給与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時に被保険者記録が有る元同僚に照会し、複数の者から回答を得られたものの、申立人の申立期間に係る給与支給額及び厚生年金保険料控除額をうかがわせる事情は見当たらなかった。

さらに、前述の被保険者名簿において、申立人の標準報酬月額は、申立人が同じ職種であったとする元同僚の標準報酬月額と大きな差異は無く、申立

人の標準報酬月額が遡及して訂正されるなどの不自然な点も見当たらない。 加えて、申立人は、申立期間当時の給与明細書等の資料を保管しておらず、 申立人の申立期間における給与支給額及び厚生年金保険料控除額について確 認することができない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和11年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年3月30日から同年4月1日まで 厚生年金保険の加入記録を年金事務所に照会したところ、A社に勤務し た期間のうち、申立期間の被保険者記録が無いとの回答を受けた。

A社には平成8年3月31日まで勤務しており、保管している雇用保険受 給資格者証にもそのように記載されているので、申立期間を厚生年金保険 の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された雇用保険受給資格者証の離職年月日欄を見ると、A 社における離職日は、「080329」の印字が二重線で抹消され、平成8年3月31 日を表す「080331」に訂正されており、雇用保険の加入記録においても、同 社における離職日は同年3月31日とされていることが確認できる。

しかしながら、申立人から提出された「平成8年分退職所得の源泉徴収票」を見ると、退職年月日欄には平成8年3月29日と印字されており、厚生年金保険被保険者の資格喪失日の記録と符合しているところ、当該源泉徴収票を発行したB共済事業本部(申立期間当時は、C共済事業団)は、「源泉徴収票に記載する退職日は、事業所から提出された退職届から転記するので、間違いはないはずである。」旨回答している。

また、A社は、平成 14 年 4 月 18 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主に照会を行ったが回答が無く、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況等について確認することができない。

さらに、A社において、申立期間に被保険者記録の有る元従業員6人に照会したところ、回答があった一人は申立人を記憶しておらず、同人から申立

人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除をうかがわせる陳述は得られなかった。

加えて、申立人は、申立期間当時の給与所得の源泉徴収票及び給与明細書を保管しておらず、このほかに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無く、保険料控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

近畿(京都)厚生年金 事案 14497

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)

基礎年金番号 :

生年月日: 大正7年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年8月6日から36年2月1日まで

夫は、昭和28年にA社が設立されて以来、57年まで専務取締役として同社に勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。夫は申立期間も継続して勤務していたので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

複数の元従業員の陳述から判断すると、申立人が、申立期間もA社に継続して勤務していたことがうかがえる。

しかし、A社に係る事業所台帳及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社は、昭和30年8月6日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなり、36年2月1日付けで再度、厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所としての記録が無い。

また、前述の被保険者名簿において、申立人と同様にA社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日と同日の昭和30年8月6日に被保険者資格を喪失し、同社が再度、厚生年金保険の適用事業所となった昭和36年2月1日に被保険者資格を取得している元従業員は、「申立期間当時、社長が何でも一存で決めており、資金を惜しんで会社を厚生年金保険から脱退させたが、その後、従業員から不満の声が上がったので、会社を厚生年金保険の適用事業所に再加入させた経緯があったように思う。自身も正社員として昭和29年4月頃から39年10月頃まで勤務していたものの、申立人と同様に空白期間があるが、仕方がないと思っている。厚生年金保険から脱退していた期間の給与から厚生年

金保険料が控除されたかどうかは覚えていない。」と陳述している。

さらに、商業登記簿の記録によると、A社は既に清算結了している上、同社の事業主は既に死亡しており、同社の元役員は所在が不明であることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除の状況等を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無く、保険料控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和19年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月1日から47年4月1日まで 厚生年金保険の加入記録を年金事務所に照会したところ、A社に勤務し た期間に係る被保険者記録が無いとの回答を受けた。

就職する際には、社会保険のある会社を選んで入社し、社会保険に加入していた。また、給与から社会保険料を控除されてなければ、社会保険に未加入であることに気付き、異議を申し立てたはずであり、B業務事業所という職種柄、事業所が社会保険に未加入であったとは考えられないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の住宅地図において、申立人が陳述する場所にA社が所在していること、及び同社に事務を委託していたとする事業所から提出された書類の記載内容が、申立人の陳述と符合することから判断すると、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、オンライン記録において、申立期間を通じてA社が厚生年金保険の適用事業所となった記録は見当たらない。

また、申立人はA社の事業主の氏名を記憶していないところ、前述の書類の記載内容から事業主と思われる者の氏名が判明したものの、オンライン記録において該当者は見当たらず、同僚についても、申立人は氏名を記憶していないことから、同社における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況について確認することができない。

さらに、申立人の陳述によると、A社は申立期間当時、個人経営のB業務 事業所であったと推認されるところ、厚生年金保険法における申立期間当時 の規定において、強制適用事業所の業種には該当していなかったと考えられ る。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無く、保険料控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

近畿(京都)厚生年金 事案 14499

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年12月31日から48年1月1日まで 厚生年金保険の加入記録を年金事務所に照会したところ、A社における被 保険者の資格喪失日については、昭和46年12月31日とする記録に誤りは 無い旨の回答を受けた。

しかし、A社には昭和47年12月31日までB職として勤務していたので、 申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年12月31日までA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立期間当時の同僚として申立人が名前を挙げた元従業員は、「申立人の退職時期は明確に覚えていないが、申立人は、申立期間の途中に入社したC職担当者の入社日より前に退職したと思う。」旨陳述しており、当該同僚が名前を挙げたC職担当者のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は、健康保険厚生年金保険被保険者名簿において昭和47年6月と記録されているところ、同人は「私は申立人を知らない。また、私がA社に入社した時には、女性のB職はいなかった。」旨陳述している。

また、申立人は退職時のA社の従業員は、事業主及び前述の同僚一人のほか男性アルバイトが一人いたと思うとしているところ、前述の被保険者名簿を見ると、申立人の資格喪失日の時点における被保険者は、前述の事業主及び同僚の合計二人であることと一致する一方、申立人が主張する申立期間の終期の時点における被保険者数は、前述のC職担当者及び女性B職だったとする者を含め4人となっており、申立人の記憶する従業員数とは一致しない。さらに、A社は、昭和56年6月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなく

なっている上、元事業主は既に死亡しているため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況を確認することができない。

このほか、申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無く、保険料控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

近畿(大阪)厚生年金 事案 14500 (大阪厚生年金事案 11584 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年3月19日から37年1月20日まで

② 昭和37年1月22日から44年8月21日まで

年金事務所の記録によると、A社及びB社において厚生年金保険に加入していた期間について、脱退手当金を受給したことになっているが、請求したことも受給したことも無いので、年金記録確認大阪地方第三者委員会(当時。以下「大阪委員会」という。)に記録回復の申立てをしたところ、認められなかったことに納得がいかない。

今回、脱退手当金を受給できる状況ではなかったことを示す母子手帳が見付かったこと、及び事業主による代理請求は無かったとするB社の元役員の陳述を得たことから、再度調査の上、申立期間について脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同一時期(おおむね2年以内)に受給資格を満たして資格を喪失した7人(申立人を含む。)について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は6人であり、うち5人が資格喪失日から約6か月以内に脱退手当金が支給決定されていること、ii) 前述の元同僚5人のうち1人の陳述から、委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いこと、iii) 申立人の申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日から約2か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえないことなどを理由として、既に、大阪委員会の決定に基づく平成23年7月15日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人はB社の元役員二人から、申立期間当時、申立人の委任に基づく事業主による代理請求が無かったとする陳述を得たので再調査してほしいとして再申立てを行っているものの、当該元役員二人は、「申立期間当時は、年齢も若くC職の担当であった。総務及び経理については一切分からず、会社が脱退手当金の代理請求を行っていたか否か知る由もない。」旨ともに陳述しており、当該元役員からは、申立人の委任に基づく事業主による脱退手当金の代理請求が無かったとする陳述を得ることはできない。

また、申立人は、脱退手当金の支給決定日(昭和44年10月22日)当時は、体調不良のため外出もままならず、脱退手当金の手続はできないはずであるとして、当時の状況を示す母子手帳を提出しているところ、母子手帳には当該支給決定日の後に安静との記載はあるものの、このことをもって脱退手当金の請求及び受給をすることができなかったとまでは言えない。

このほか、申立人から新たな資料及び情報の提出は無く、大阪委員会の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

ところで、年金記録確認第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針」(平成 19 年 7 月 10 日総務大臣決定)に基づき、公正な判断を示すこととしており、判断の基準は、「申立ての内容が、社会通念に照らし明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと」とされている。

脱退手当金の申立ては、年金記録において脱退手当金が支給されたことになっているが、申立人は脱退手当金を受け取っていないというものである。 脱退手当金が支給される場合は、所定の書面等による手続が必要とされているが、本事案では保存期間が経過してこれらの書面等は現存していない。それゆえ、脱退手当金の支給を直接証明付けられる資料が無い下で、年金記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾が存在しないか、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情が無いかなど、周辺事情から考慮して判断をしなければならない事案である。

本事案では、申立人の申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失してから約2か月後に支給決定がなされているなど、脱退手当金が支給されていることをうかがわせる周辺事情が存在する一方、申立人が脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

したがって、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

近畿(奈良)厚生年金 事案 14501

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年2月26日から58年3月2日まで

私は、昭和41年5月にA社に入社して以降、61年8月に退職するまで同社のB業務部門であったC事業所において、D職として勤務した。しかし、厚生年金保険の加入記録を見ると、46年2月26日に同社における被保険者資格を喪失しており、次に58年3月2日に、E社で被保険者資格を再取得するまでの期間における被保険者記録が無いことが分かった。

当初はA社のB業務部門であったC事業所が、勤務期間の途中に分社化されてE社となったと記憶しているが、勤務期間を通じて自身の業務内容及び雇用形態に変化はなく、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立期間にC事業所に勤務していたとする複数の同僚の陳述から判断して、申立人が申立期間において同事業所に勤務していたと認められる。

しかしながら、商業登記簿の記録によると、E社は、昭和46年1月*日に設立されているところ、オンライン記録及び事業所番号索引簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは58年3月2日であり、申立期間は適用事業所ではない。

また、商業登記簿の記録から、E社の後継会社と考えられるF社Gグループは、申立人の申立期間当時に係る資料を保管しておらず、当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と

同日(昭和46年2月26日)に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している同僚の一人が、「自身は、昭和46年2月26日以降もC事業所に勤務していた。」とした上で、「当時は、C事業所がA社からE社として分社化した時期に当たる。分社当初、同社は社会保険に加入しないこととなったので、当該2社間で転籍する者には、『今後は厚生年金保険と健康保険が無くなるので、各自で手続するように。』との説明を行っていた。」旨陳述しているところ、オンライン記録によると、同人は、E社に勤務していたとする期間に国民年金に加入し、当該期間に係る国民年金保険料を納付していることが確認できる。

加えて、E社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同様に、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和58年3月2日に被保険者資格を取得している複数の同僚が、いずれも「自身は、昭和58年3月2日以前からC事業所に勤務していた。」とした上で、それぞれ「会社が厚生年金保険に加入するまでは、国民年金に加入していた。」、「会社では年金には加入していないから、各自で国民年金に加入するようにと言われたことがある。」、「入社当初は会社の方針で、社会保険ではなく国民健康保険に加入していた。」等陳述しており、これらの陳述は、前述のA社における被保険者の資格喪失日が申立人と同日となっている同僚の陳述とも符合する。

なお、申立人は、申立期間の一部期間において、E社の関連会社であるF社において雇用保険に加入しているが、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間中の昭和51年10月1日である上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人に係る記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

近畿(福井)厚生年金 事案 14502

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和11年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年4月頃から同年9月1日まで

昭和31年4月頃、A社(現在は、B社)に入社し、同社C工場に配属されたが、同社同工場に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日が入社から5か月後の同年9月1日となっており、申立期間に係る被保険者記録が無い。

入社当初は臨時社員であり、昭和31年9月に正社員となり、D業務係に配属されたと記憶しているが、臨時社員であった申立期間についても、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間もA社C工場に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、B社は、申立期間当時の資料を保管していない旨回答しており、申立人の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況について確認することができない。

また、A社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に厚生年金保険の加入記録が確認できる者のうち、14人から回答を得られたが、これらの者から申立人が当該期間において、同社に勤務していたことがうかがえる陳述は得られなかった。

さらに、上記 14 人のうち複数の者が、「A社C工場では、臨時社員の期間は厚生年金保険に加入しておらず、厚生年金保険料を給与から控除されていなかった。」旨陳述している上、前述の被保険者名簿によると、申立人が、A社C工場に同時期に入社した同僚として氏名を記憶する一人に係る被保険者の資格取得日が、申立人の被保険者の資格取得日とほぼ同時期であることを踏まえ

ると、申立期間当時、同工場においては、必ずしも入社後直ちに全ての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和27年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年3月1日から同年4月1日まで

年金事務所の記録によると、A社に係る厚生年金保険被保険者期間は、昭和62年4月1日から同年9月21日までの5か月間となっている。

しかし、私が保管している昭和62年1月から同年9月までの給与明細書を見ると、同年4月から同年9月までの6か月間の給与から厚生年金保険料が控除されているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社に係る給与明細書及び雇用保険の被保険者記録により、申立人が申立期間に同社に勤務していたことが確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、申立人は、昭和62年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年9月21日に同資格を喪失しており、被保険者期間は5か月間であるが、上記の給与明細書により、同年4月から同年9月までの6か月間の給与から、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

しかしながら、A社の申立期間当時の事務担当者は、「当時の厚生年金保険料は当月控除であった。」と陳述している上、同社において、昭和62年に厚生年金保険被保険者資格を取得した同僚から提供された給与明細書によると、被保険者資格を取得した月の給与から保険料が控除されており、標準報酬月額の改定月の給与から改定後の保険料が控除されていることが確認できることから、同社の当時の保険料控除方法は、当月控除であったことが認められるところ、申立人から提出された同年3月の給与明細書によると、保険料が控除されていないことが確認できる。

なお、厚生年金保険法第 19 条第 1 項によると「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、同法第 81 条第 2 項によると「厚生年金保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。」とされているところ、申立人は昭和 62 年 9 月 21 日に被保険者資格を喪失していることから、同年 9 月分の給与から保険料が控除されていたことをもって、同月を申立人の被保険者期間とすることはできず、当該保険料については、事業主が誤って控除したものと考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

近畿(和歌山)厚生年金 事案 14504

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和20年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年11月1日から43年6月10日まで

② 昭和45年1月28日から同年9月20日まで

私は、申立期間①又は②にA社(現在は、B社)にC職として勤務したが、年金事務所の記録では厚生年金保険の未加入期間となっているので、調査の上、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が陳述しているA社における勤務状況等は、B社及び複数の同僚が陳述している当時の状況と符合すること、及び申立人がA社の独身寮に居住していたと陳述していることから、期間は特定できないものの、申立人は、申立期間①のうち一部の期間において、同社に勤務していた可能性がうかがえる。

しかし、B社は、「当時のA社における関連資料は残っていないため、申立 人の厚生年金保険の加入状況等は不明である。」と回答している上、当時の社 会保険事務担当者も既に死亡しており、申立人の申立期間に係る具体的な勤務 実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、A社において、申立期間①又は②に厚生年金保険の加入期間のある被保険者に照会したところ、22人から回答があったが、いずれも申立人を記憶しておらず、申立人の申立期間に係る具体的な勤務実態等について陳述を得ることができない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間 ①及び②に申立人の氏名は記載されておらず、健康保険整理番号に欠番は無い 上、申立人の当該期間に係る雇用保険の被保険者記録も確認できない。

加えて、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索も行ったが、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認で

きない。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和19年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月1日から41年1月10日まで

年金事務所の記録では、私のA社における厚生年金保険被保険者期間は昭和41年1月10日から同年3月16日までと記録されているが、同社には40年3月に入社し、同年4月1日から厚生年金保険に加入しているはずであるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和40年3月にA社に入社し、同年4月1日から厚生年金保険に加入していた。」と主張している。

しかしながら、A社は、「申立人の当社における入退社日を確認できる人事記録等は、残存していない。」と回答していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間に被保険者資格が確認できる従業員60人に照会したところ、37人から回答が得られたものの、申立人の氏名を記憶している者はいないことから、申立人の申立期間における勤務実態等について陳述を得ることができない。

さらに、A社から提出された「健康保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」における申立人の健康保険被保険者の資格取得日、B健康保険組合から提出された「資格取得・喪失簿」に記載されている申立人の被保険者の資格取得日及び申立人の雇用保険被保険者の資格取得日は、いずれも昭和41年1月10日であることが確認でき、同社における厚生年金保険被保険者の資格取得日と一致している上、同社は、「厚生年金保険についても健康保険と同日に被保険者資格を取得していると考えられる。また、被保険者資格の届出

を行っていない期間について、給与から厚生年金保険料を控除することは考え 難い。」旨陳述している。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和12年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月31日から同年4月1日まで

A社に勤務していた昭和 36 年4月から平成9年6月までの期間のうち、 申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。当該期間は、同社に在籍しな がら関連会社に長期出張となっていた期間であり、記録が空白期間となっ ていることに納得がいかない。

申立期間に係る賃金明細書等を提出するので、当該期間について厚生年 金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賃金明細書、A社から提出された人事記録及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、申立期間も同社に勤務していたことが認められる。

しかし、A社は、「当時の厚生年金保険料の控除方法は、翌月控除であった。」と回答しているところ、申立人から提出された同社に係る昭和 47 年分の賃金明細書及び給与所得の源泉徴収票によると、同年 3 月に係る厚生年金保険料の控除を確認することができない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。